神戸市公報

発行所　神戸市中央区加納町６丁目５番１号　神戸市役所
編集兼印刷発行人　神戸市長
発行日　毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始（市道　出合第6号線ほか）	建設局道路管理課	1
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始（市道　西垂水96号線）	建設局道路管理課	2
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	3
公告	開発行為に関する工事の完了（長田区五位ノ池町3丁目）	都市局都市計画課	4
市会事務局	神戸市会傍聴規則の一部を改正する規則	市会事務局政策調査課	5
市会事務局	神戸市会委員会傍聴規則の一部を改正する規則	市会事務局政策調査課	6

神戸市告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第２項の規定により、令和８年11月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年12月１日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月17日

神戸市

代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	出合第６号線	神戸市西区玉津町出合字出合屋敷88番７地先から神戸市西区玉津町出合字出合屋敷89番１地先まで	新	20.20	最大　7.30 最小　5.20
			旧	20.20	最大　2.60 最小　2.50
市道	出合第７号線	神戸市西区玉津町出合字出合屋敷88番７地先から神戸市西区玉津町出合字出合屋敷89番１地先まで	新	42.40	最大　4.00 最小　4.00
			旧	42.40	最大　2.50 最小　2.50
市道	出合第９号線	神戸市西区玉津町出合字出合屋敷88番６地先から神戸市西区玉津町出合字出合屋敷88番７地先まで	新	36.20	最大　5.20 最小　4.90
			旧	36.20	最大　4.60 最小　4.50

神戸市告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第２項の規定により、令和８年11月18日からその供用を開始する。

その関係図面は，神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年12月１日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月17日

神戸市
代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	西垂水96号線	神戸市垂水区五色山１丁目1274番12地先から神戸市垂水区五色山１丁目1274番２地先まで	新	27.70	最大　5.30 最小　5.20
			旧	27.70	最大　4.40 最小　4.30

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第１項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）第 10 条第１項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第 13 条第４項において準用する同法第 12 条第１項の規定により、次のとおり公告します。

令和８年 11 月 17 日

神戸市
代表者　　神戸市長　　久　元　喜　造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	淡河町淡河	小池	1393-1	508 ㎡	農用地区域から除外する。
神戸	西	伊川谷町布施畑	開内	635 番のうち 別図の斜線部分	300 ㎡のうち 99.27 ㎡	
神戸	西	伊川谷町布施畑	開内	637-3 のうち 別図の斜線部分	361 ㎡のうち 61.16 ㎡	
神戸	西	櫨谷町友清	東畑方	327 番のうち 別図の斜線部分	145 ㎡のうち 117 ㎡	
神戸	西	押部谷町高和	大坪	781 番	347 ㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。

別図は省略する。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第３項の規定により公告します。

令和８年 11 月 17 日

神戸市長　久　元　喜　造

１　開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市長田区五位ノ池町３丁目２番 23、２番 173

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区磯辺通４丁目２番 22 号

大和ハウス工業株式会社神戸支店

支配人　谷口　晋也

３　許可番号

令和８年８月 17 日　第 8306 号

（変更許可　令和８年９月 24 日　第 2317 号）

神戸市会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月17日

神戸市会議長　よこはた　和幸

神戸市会規則第１号

神戸市会傍聴規則の一部を改正する規則

神戸市会傍聴規則（平成元年８月市会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止） 第12条　傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。	（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止） 第12条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月17日

神戸市会議長　よこはた　和幸

神戸市会規則第２号

神戸市会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

神戸市会委員会傍聴規則（昭和54年10月市会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止） 第９条　傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者はこの限りでない。	（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止） 第９条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者はこの限りでない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。